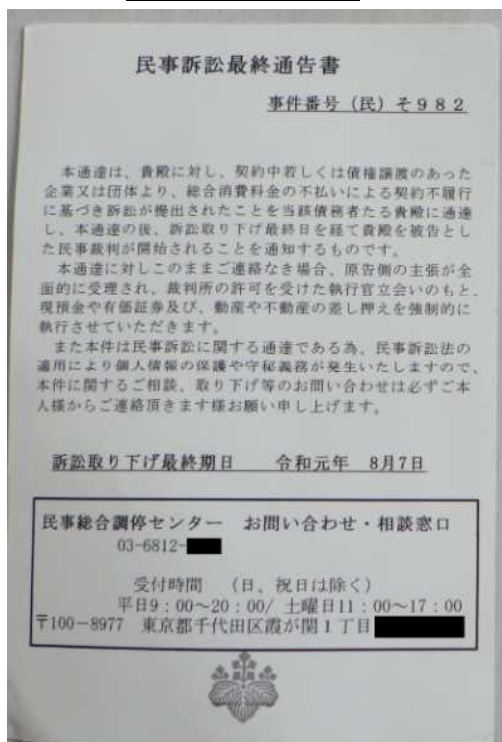


情報保護シールが貼られた詐欺のはがきに注意!



本年8月上旬、長崎県内居住の高齢者宅に、情報保護シールが貼られた「民事訴訟最終通告書」と題したはがきが届いたという相談が寄せられています。

はがき裏面



情報保護シール



このようなはがきには、「公的機関を連想させる名称」、「請求金額や債務の内容がはつきり書かれていない」などの特徴があります。

裁判所の通知が、はがきで届くことはありません。

訴訟関係の裁判所からの実際の通知は、封書で「特別送達」という方法により送付されます。

～被害防止のポイント～

- 記載された連絡先には絶対に連絡しないでください。
- 身に覚えのないお金の請求があったら、必ず家族や警察に相談しましょう。